

## (仮称) 能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見

## 1 総括的事項

(1) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

なお、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の周辺には多数の住居が存在することから、工事中及び供用後に地域住民から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(3) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が本準備書の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、改めて予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

また、変更した内容について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、本事業に対する理解を得るよう努めること。

(4) 実施区域周辺に存在する複数の他事業者による風力発電所のうち、一部の風力発電所との累積的な影響が予測及び評価されていないことから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。

(5) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

## 2 個別的事項

## (1) 騒音

本準備書では、施設の稼働に伴う騒音レベルが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 環境省）に基づく指針値を下回ると予測しているが、本事業は、県内で設置事例のない大型の 4, 200kW の風力発電機を、静穏な地域の近隣に設置する計画であることから、施設の稼働に伴う騒音に

含まれる振幅変調音や純音性成分等により、地域住民のわずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がる可能性がある。

このため、施設の稼働に伴う騒音について、環境監視や地域住民へのヒアリング等を実施することにより、生活環境への影響の把握に努めること。

## （2）風車の影

本事業は、一部の風力発電機を遮蔽物の少ない田園地帯に設置する計画となっており、事業者が風車の影による影響の重大性を判断するために参考とした指針値を大幅に超過すると予測された住居等が多数存在することから、施設の稼働に伴う風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

事業者は、日射センサーを用いた弾力的な稼働制限等の環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う風車の影による影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しているが、本準備書には当該環境保全措置の効果が具体的に示されていない。

このため、評価書においては、稼働制限を行う時期や時間帯等を具体的に示すとともに、当該環境保全措置の効果について可能な限り定量的に予測及び評価を行い、その結果を記載すること。また、当該結果を踏まえ、風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の設置の取りやめを含む配置の再検討を行うこと。

さらに、施設の稼働に伴う風車の影による影響について、適切に事後調査を実施し、生活環境への重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、追加的な環境保全措置の検討に当たっては、稼働制限等による風車の影の発生抑制を優先し、遮光カーテンやブラインドの設置を優先しないこと。

## （3）動物

ア 実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地として国際的に重要な小友沼の北方に位置し、これら渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、当該区域の一部は採餌場として高頻度の利用が確認されるなど、渡り鳥にとって注目すべき生息地となっている。

事業者は、主に南北方向に渡りを行う鳥類に配慮し、可能な限り風力発電機を同方向に設置するとともに、風力発電機を東西方向に設置する（仮称）比八田・朴瀬風力発電事業 比八田・荒巻エリア（以下「比八田・荒巻エリア」という。）については、風力発電機間の離隔を 1.5km 程度確保することにより、

本事業の実施による鳥類への影響の低減に努めたとしているが、比八田・荒巻エリア内には既設の風力発電機もあることから、これら風力発電機が障壁となり、移動経路の遮断・阻害等による渡り鳥への重大な影響が懸念される。

このため、比八田・荒巻エリアの風力発電機について、改めて複数の専門家等の意見を聴取し、その助言を踏まえ、風力発電機の設置の取りやめを含む配置の再検討を行い、その検討の経緯を評価書に記載すること。

また、施設の稼働後のバードストライクや渡り鳥の生息状況に係る事後調査を適切に実施し、渡り鳥への重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 実施区域及びその周辺では、ミサゴ及びハチクマの営巣及び高頻度な飛翔が確認されているほか、オジロワシの生息が確認されていることから、本事業の実施によるこれら希少猛禽類への重大な影響が懸念される。特に、海岸沿いに計画されている（仮称）落合風力発電事業及び（仮称）峰浜風力発電事業 沢目エリアは、既設の他事業者による風力発電所と併せ、海岸線南北約7kmに渡り連続して風力発電機が設置されることとなるため、当該区域周辺で営巣が確認されているミサゴのバードストライク等の重大な影響が懸念される。

このため、施設の稼働後のバードストライクや希少猛禽類の生息状況に係る事後調査を適切に実施し、希少猛禽類への重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### （４）景観

本準備書では、風力発電機の設置位置を住居等から可能な限り離隔する等の環境保全措置を講ずることにより、施設の存在による景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しているが、実施区域周辺には多数の住居等が存在し、主要な眺望点に加え、日常的な生活環境の場からの景観の変化を伴うことから、地域住民の意見を踏まえ、必要に応じて予測及び評価地点を追加するとともに、本事業の実施による景観への影響について、地域住民等から問い合わせがあった場合等は、丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。